3 (1) 借款は、バングラデシュの実施機関が調達適格国の供給者、請負業者又はコンサルタントに対して既に行ったか又は行う支払であって、計画の実施に必要な生産物又は役務の購入のために両者の間で既に締結されたか又は締結されることのある契約に基づいて行われるものを対象として使用に供される。ただし、当該購入は、調達適格国において、それらの国で生産される生産物又はそれらの国から供給される役務について行われる。

(2) (1)に規定する調達適格国の範囲は、両政府の関係当局間で合意される。

(3) 借款の一部は、計画の実施のための適格な現地通貨の需要に充てるために使用することができる。

4 バングラデシュ人民共和国政府は、3(1)に規定する生産物又は役務がＪＩＣＡの調達のためのガイドライン（国際競争入札の手続が適用できないか又は適当でない場合を除くほか、従うべき国際競争入札の手続をなかんずく定める。）に従って調達されることを確保する。

5 バングラデシュ人民共和国政府は、借款に基づいて購入される生産物の海上輸送及び海上保険に関し、海運会社及び海上保険会社の間の公正かつ自由な競争を妨げることのあるいかなる制限を課することも差し控える。

6 3(1)に規定する生産物又は役務の供給に関連してバングラデシュ人民共和国においてその役務が必要とされる日本国民は、作業の遂行のためバングラデシュ人民共和国への入国及び同国における滞在に必要な便宜を与えられる。

7 バングラデシュ人民共和国政府は、次のものを免除する。

(a) ＪＩＣＡについて、借款及びそれから生ずる利子に対して又はそれらに関連してバングラデシュ人民共和国において課される全ての財政課徴金及び租税

(b) 供給者、請負業者又はコンサルタントとして活動する日本国の会社について、借款に基づいて既に行われたか又は行われる生産物又は役務の供給から生ずる所得に関してバングラデシュ人民共和国において課される全ての財政課徴金及び租税

(c) 供給者、請負業者又はコンサルタントとして活動する日本国の会社について、計画の実施に必要な自己の資材及び設備の輸入及び再輸出に関してバングラデシュ人民共和国において課される全ての関税及び関連の財政課徴金

(d) 計画の実施に従事する日本国民である被用者について、計画の実施のため供給者、請負業者又はコンサルタントとして活動する日本国の会社から取得する個人所得に対してバングラデシュ人民共和国において課される全ての財政課徴金及び租税

8 バングラデシュ人民共和国政府は、次のことのために必要な措置をとる。

(a) 借款が適正に、かつ、専ら計画のために使用されることを確保すること。

(b) 借款に基づく施設の建設及び当該施設の使用に当たり、計画の実施に従事する者及びバングラデシュ人民共和国の一般公衆の安全を確保し、及び維持すること。

(c) 借款に基づいて建設される施設がこの了解に定める目的のために適正に、かつ、効果的に維持され、及び使用されることを確保すること。

9 バングラデシュ人民共和国政府は、要請に応じ、日本国政府及びＪＩＣＡに対し、次のものを提供する。

(a) 計画の実施の進捗状況についての情報及び資料

(b) 計画に関連するその他の情報

10 両政府は、この了解から、又はそれに関連して生ずることのあるいかなる事項についても相互に協議する。

11 この書簡の付表は、この書簡の不可分の一部を成す。

本使は、更に、この書簡及び前記の了解をバングラデシュ人民共和国政府に代わって確認される貴官の返簡が両政府間の合意を構成し、その合意が貴官の返簡の日付の日に効力を生ずるものとすることを提案する光栄を有します。

本使は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて貴官に向かって敬意を表します。

二千十七年六月二十九日にダッカで

バングラデシュ人民共和国駐在
日本国特命全権大使　渡邉正人

バングラデシュ人民共和国
財務省経済関係局次官
カジ・ショフィクル・アゾム殿

付表

1	2		3	4	5
事業計画名	供与限度額		利子率（パーセント）	償還期間	支出期間（借款契約の発効の日の後）
1 ハズラット・シャージャラール国際空港拡張計画（第一期）	七百六十八億二千五百万円				
		コンサルタントに対する支払部分	○・七	十年の据置期間の後二十年	五年
			○・〇一		
2 カチプール・メグナ・グムティ第2橋建設及び既存橋改修計画（Ⅱ）	五百二十七億三千万円				
		コンサルタントに対する支払部分	○・七	十年の据置期間の後二十年	八年
			○・〇一		
3 ダッカ都市交通整備計画（1号線）（調査・設計等のための役務）	五十五億九千三百万円				
		コンサルタントに対する支払部分	○・〇一	十年の据置期間の後二十年	七年
4 マタバリ超々臨界圧石炭火力発電計画（Ⅲ）	百七億四千五百万円				
		コンサルタントに対する支払部分	○・七	十年の据置期間の後二十年	五年
			○・〇一		
5 ダッカ地下変電所建設計画	二百四億七千七百万円				
		コンサルタントに対する支払部分	○・七	十年の据置期間の後二十年	十年
			○・〇一		
6 小規模水資源開発計画（フェーズ2）	百十八億五千三百万円				
		コンサルタントに対する支払部分	○・七	十年の据置期間の後二十年	十一年
			○・〇一		
総額	千七百八十二億二千三百万円				

（バングラデシュ側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本官は、本日付けの閣下の次の書簡を受領したことを確認する光栄を有します。